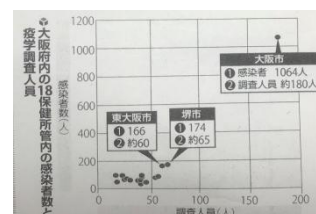


大阪市保健所、職員不足で逼迫

新型コロナ感染拡大で注目を浴びるのが、医療機関とともに保健所。大阪市保健所も厳しい状況に直面してきた。読売12日が問題を整理しているのを抜粋して紹介する。

新型コロナウイルスの「第5波」で、保健所の業務負担が増している。1日1000人以上の感染者への対応を迫られてきた大阪市保健所では、業務が滞り、感染者を宿泊療養施設にスムーズにつなげていない実態が明らかになった。命を守るための「砦」はどのような役割を果たし、今後、どうあるべきなのか。

写真は大阪府内の18保健所管内の感染者数と疫学調査人員。9月1日時点の直近1週間の平均感染者数を、疫学調査に携わる職員数（民間からの派遣や他部署からの応援含む）で単純に割った「職員1人あたりの感染者数」は、大阪市保健所の5.9人が最多。その他はほとんどが大阪市の半分以下に収まり、東大阪市保健所2.7人、堺市保健所と和泉保健所（和泉、泉大津、高石の3市と忠岡町）2.6人などとなった。



大阪市では、感染者への連絡の遅れから、療養先が決まるまでの時間もかかった。府の分析では、7月26日～8月18日に、大阪市内の感染者が宿泊療養施設に入るまでにかかる平均日数は、大阪府内の他のエリア（1.96日）の約2倍の3.63日となっていた。宿泊療養用のホテルは看護師が常駐するため、大阪市民の方が自宅で症状が急変した場合のリスクが高かったことになる。

保健所は写真下のように、1937年制定の保健所法に基づき、主に結核対策を目的に各地に設けられた。戦後、抗菌薬や予防接種の普及で結核による死者数は減少し、感染症対策の比重は小さくなった。保健所の役割が変わる転換点は、保健所法が地域保健法に改正された94年だ。保健所はエイズウイルス（HIV）や食品衛生といった専門業務を広域的に担い、乳幼児健診や健康相談など住民に身近な業務は市町村に引き継ぐことになった。人口10万人あたり1か所という保健所の設置基準は廃止された。

| 保健所を巡る動き | |
|----------|--|
| 1937年 | 保健所法公布 |
| 38年 | 大阪市内初の阿倍野保健所が開設 |
| 94年 | 地域保健法に移行。保健所の統廃合が進む |
| 2000年 | 大阪市の24区ごとに設置していた保健所を1か所に集約。各区に一部の業務を担う保健センター開設 |
| 02年 | 市が保健センターを各区役所に移転 |

これを受け、全国で保健所の統廃合が進められ、94年の847か所から今年4月現在470か所まで減少。法改正当時の国会では、保健所の統廃合が感染症の対応力に影響するという議論はほとんどなかった。大阪市も2000年、24区ごとにあった保健所を1か所に集約し、住民に身近な業務は各区の「保健センター」が継承。厚生労働省によると、政令市や中核市、特別区では、福岡市以外はほとんどが保健所を1か所としている。

大阪市のような人口の多い政令市は、今回のコロナ禍で明らかになったように、市内に1か所では市民の命を守ることができない。抜本的な制度改革が早急に求められる。

（2021年9月16日）